

## 生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議開催要綱

(趣旨)

第 1 条 本市におけるまち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するに当たり、専門的見地から意見を聴取するとともに、幅広い意見を反映するための場として生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議（以下「戦略会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第 2 条 戦略会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略に関すること。
- (2) その他総合戦略に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第 3 条 市長は、次に掲げる者のうちから戦略会議への参加を求めるものとする。

- (1) 産業界、教育機関、金融機関、労働団体及びメディアの関係者
- (2) その他市長が必要と認める者

2 市長は、原則として、同一の者に継続して戦略会議への参加を求めるものとする。

(アドバイザー)

第 4 条 前条に定めるもののほか、市長は、戦略会議のアドバイザーとして学識経験のある者の参加を求めるものとする。

(運営)

第 5 条 アドバイザーは、戦略会議の座長となって戦略会議を進行するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者に戦略会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、戦略会議を部会に分けて開催することができる。

(開催期間)

第 6 条 会議は、令和元年度において開催するものとする。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、総合戦略を総括する課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 16 日から施行する。